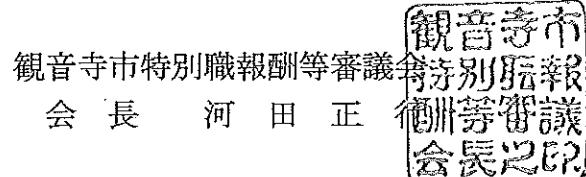




平成27年2月4日

観音寺市長 白川晴司 殿



観音寺市議会議員の報酬額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について（答申）

平成26年10月21日付け26観秘第131号で、貴職から本審議会に対して諮問のあった観音寺市議会議員の報酬額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、次のとおり答申します。

1 結論

（1）市議会議員の報酬額

据え置くことが適当である。

（2）市長、副市長及び教育長の給料の額

現在、自主的に給料の減額措置を行っているため、給料の額は改訂せず、据え置くことが適当である。

2 理由

平成26年10月21日に観音寺市特別職報酬等審議会条例第3条の規定に基づき、本審議会は、観音寺市議会議員の報酬額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について諮問を受けた。

本審議会は、近年の社会情勢、他の地方公共団体の特別職の給料及び報酬等の状況、さらには、議員定数、本市の財政状況や見通し、職員給与の状況など、本市の特別職の報酬等に関する諸事情等を総合的に勘案し、公正かつ慎重に審議を重ねた。

(1) 市議会議員の報酬額

本市の市議会議員の報酬額については、人口規模などの類似する団体との比較で、上位にあり、高いとの意見があるものの、香川県内各市との比較では、中位にある。

また、県内8市のうち、6市において支給されている政務活動費が本市で支給がないことを考えれば妥当であるとの意見もあった。また、平成25年の市議会選挙から4名の定数を削減したこと、議員活動がより広範かつ複雑になり市民に対する活動も活発になっていることなどから、報酬額は改訂せず、据え置くことが適当であるとの結論に達した。

(2) 市長、副市長及び教育長の給料の額

本市の市長、副市長及び教育長の給料の額については、人口規模などの類似している団体との比較で、中位から上位にあるが、均衡を逸している状態ではないと考えられる。

また、市長等が果たしている職責の重大さやこれまでの行政改革の取り組みや実績は評価すべきである。

さらには、香川県内他市の状況からすれば、決して高い水準でなく妥当であり、特例条例で減額している状況も考慮して増額の検討もすべきとの意見もあったが、自主的減額を尊重し、据え置くことが適当であるとの結論に達した。

*参考意見

1 固定資産評価審査委員会委員の報酬の額

固定資産評価審査委員会委員の報酬額については、審査案件が複雑高度化している状況に鑑み、1会議につき9,000円が適当である。

2 公平委員会委員の報酬の額

公平委員会委員の報酬額については、年額の支給としていたものを、実際に公平委員会が開催された場合に支給することとし、報酬額は、1会議につき11,000円が適当である。